

新型インフルエンザ ワクチン接種のお知らせ

インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザ対策にとって有効な手段の一つです。今回の新型インフルエンザワクチンには、これまでのデータから、重症化や死亡の防止に一定の効果が期待されています。ただし、感染防止の効果は証明されておらず、接種したからといって、かからないわけではありません。

国内産のワクチンの安全性については、長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられます。一方、輸入されるワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種を始めます。

※ ワクチン接種の効果とリスク

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、腫れたり、熱が出るなどの症状が見られたりするほか、まれに重篤な症状を引き起こすことがあります。この点をご理解いただいた上で、個人の選択により接種を受けていただくようお願いいたします。

優先的に接種する方々

新型インフルエンザワクチンは、供給される量に限りがあるため、感染すると重症化するリスクが高い方から優先的に、スケジュールに沿って接種を始めています。「優先接種対象者等」は、下記の方となります。なお、接種時期は、変更になる可能性があります。

今年中に接種が可能となる方(予定)

- ①医療従事者(インフルエンザ治療に直接関わる者) ②妊婦 ③基礎疾患(注)を有する者
- ④幼児(1歳~就学前) ⑤小学校1~3年生

来年1月から接種が可能となる方(予定)

- ⑥1歳未満児等の保護者 ⑦小学校4~6年生 ⑧中学生、高校生に相当する年齢の者
- ⑨65歳以上の者



インフルエンザワクチン接種費用(ワクチンの接種回数は、対象の方によって異なります。)

1回目 3,600円

2回目 2,550円(1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円)

※次に該当する方は、減額免除制度があります。制度を利用される方は、接種する前にほけん福祉課又は吾北・本川総合支所ほけん福祉課に下記の提示書類リストにある書類を持参しお申し込みください。

全額免除(個人負担 0円)…生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者(ただし、優先接種対象者に限る。)
一部免除(個人負担1,000円/回)…上記以外の妊婦・1歳~就学前の幼児

提示書類リスト

医療機関では優先接種対象者等であることの確認が必要となりますので、接種の際には該当者であることが確認できる次に掲げる公的な書類等を窓口で提示してください。なお、負担軽減対象者の方は、ほけん福祉課又は吾北・本川総合支所ほけん福祉課で交付された受診券を必ず持参し、窓口で提示してください。

①基礎疾患を有する者	「優先接種対象者証明書」※かかりつけ医が接種する場合この限りではない。
②妊婦	「母子健康手帳」
③1歳~小学3年生	「母子健康手帳」又は「被保険者証」等※1
④1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」又は「被保険者証」等※2
⑤優先接種対象者の内、身体上の理由で 予防接種できない者の保護者等	「優先接種対象者証明書」(基礎疾患を有する者の場合)及び「被保険者証」等※2
⑥小学4年生~高校生に相当する年齢の者	「被保険者証」又は「学生証」等※1
⑦65歳以上の者	「被保険者証」又は「運転免許証」等※1

※1 年齢を確認できる書類

※2 1歳未満の小児又は優先接種対象者のうち身体上の理由により接種を受けられない者と同一世帯であることを確認できる書類